

写

5 広 第 1 9 8 号
令和6年1月24日

食料・農業・農村政策審議会

会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

令和6年度食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。